

保護者各位

綾川町長 前田 武俊



綾川町立こども園利用の自粛及び家庭保育の協力依頼の期間延長について

平素より、こども園の運営に対しまして、ご理解・ご協力を賜り、深く感謝いたします。

現在、町内こども園においては、4月16日(木)に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に発令されたことを受け、子どもとご家族の健康を第一に考え、家庭保育が可能な保護者に、こども園利用を控えるようお願いしているところです。

今般、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日(日)まで延長されたことを受け、香川県から家庭保育が可能な保護者に対して5月31日(日)までの登園自粛延長の依頼がありました。町内こども園における基本的な対応方針は下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

保護者の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解及びご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 家庭保育協力要請期間延長は、令和2年5月31日(日)までです。
町内こども園においては、通常通り開園していますが、保護者の就労状況、親族等の協力が得られないなど、やむを得ない場合を除き、家庭での保育をお願いします。
2. 協力要請期間内に登園を控えた場合、0～2歳児クラスの利用者負担額(保育料)につきましては、軽減措置(日割り計算)を行い、後日、町から還付を行います。また、副食費についても軽減措置として後日、町から還付を行います。登園を自粛される場合は、その期間を事前にこども園にお伝えください。

※ 現在の状況でのお知らせですので、新型コロナウイルスの感染状況により変わることがありますので、ご理解及びご協力をお願いします。